

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和7年5月)

〔知事部局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.5.27	文書訓告	中予地方局 係長級職員 (当時)	自らが受給した扶養手当について、過大な受給となって必要となった返納手続きにかかる関係課からの問合せに対して回答をせず、対応を怠った。
2	R7.5.27	厳重注意	中予地方局 主幹級職員 (当時)	上記に関し、管理監督責任
3	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 一般職員	配偶者にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。
4	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 係長級職員 (当時)	公務のため、公用車で走行中、民家のガレージの雨どいに車体を接触させ、その後、車体を切り返した際に、農道端に脱輪し、擁壁を損壊するとともに、電柱支線に接触した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)